

# 令和6年能登半島地震による被災者の方々に対する 「被災者生活支援金」のご案内

令和6年能登半島地震(以下「能登半島地震」)で被災された方々が、被災地から避難して本市に居住された場合に、当面の生活費を支給することで、その方の生活再建を支援します。

## 《対象者》

---

以下の①②の両方を満たす世帯(者)を支給対象とします。

- ① 本地震により、従来住んでいた住宅が全壊、半壊等の被害を受けたため居住できなくなった世帯(者)
- ② 支援金の交付を申請した日から1か月以上の期間、松江市内の賃貸借住宅(公営住宅、民間賃貸借住宅等)に居住する世帯(者)

## 《支給額》

---

一世帯につき10万円。世帯の構成員が1名の場合は5万円を支給します。

- ・島根県の「能登半島地震被災者生活支援金」の1回目が支給された後に交付します。
- ・支給は一括支給とし、一度限りです。支給後に市外に転出し、再度転入しても支給対象とはなりません。また、ご家族が時期を分けて市内に来られた場合でも一世帯となります。

## 《申請方法・提出書類》

---

「能登半島地震被災者生活支援金交付申請書(様式第1号)」に、次の書類等を添付して、担当課まで提出してください。

- ・松江市内に居住することが確認できる書類  
住民票、入居契約書、賃貸借契約書など
- ・島根県の「能登半島地震被災者生活支援金」の交付決定が分かる書類

## 《お問合せ・申請書提出先》

---

申請については次の窓口へお問い合わせください。

〒690-8540 松江市末次町86番地

松江市健康福祉部健康福祉総務課(15番窓口)

電話:0852-55-5302 / 受付時間:午前8時30分～午後5時15分